



令和5年7月27日

担当課	環境政策課
担当者	山野
電話	(073) 435-1114
内線	2685

## 太陽光発電設備等の導入支援が決定しました ～令和5年8月1日（火）から申請受付開始～

地域の脱炭素化を推進するため、再エネ・省エネ設備を導入する市民・事業者に対し、補助金を交付します。

### 1 補助対象設備

#### 【個人宅向け】

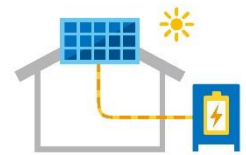
##### ①太陽光発電設備（自家消費型）

- 補助額：1kWあたり7万円（10kW未満の設備に限る）  
（例）9.9kWの場合は69万3千円補助
- 主な要件：固定価格買取制度（FIT）、FIP制度の認定を取得しないこと



##### ②家庭用蓄電池

- 補助率：価格の1/3（工事費込み・税抜き）
- 主な要件：1kWhあたり15.5万円以内の設備に限る  
上記①で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること



##### ③エネファーム

- 補助額：価格の1/2（上限30万円）
- 主な要件：太陽光発電設備を導入する、または導入していること



#### 【事業者向け】

##### ①太陽光発電設備（自家消費型）

- 補助額：1kWあたり5万円（上限80kW、400万円まで）
- 主な要件：固定価格買取制度（FIT）、FIP制度の認定を取得しないこと

### 2 申請期間

令和5年8月1日（火）～令和6年1月31日（水）

### 3 申請方法

申請期間内に申請書類を環境政策課の窓口を持参

※すでに導入されている場合は対象外（補助対象設備の設置前に申請する必要があります。）

※令和6年2月末までに設置完了し、実績報告書を提出する必要があります。

### 4 その他

予算がなくなり次第受付を終了します。（市ホームページで適宜更新）



QRコード（市ホームページ）

